

100羽以上の家きん所有者の皆様へ

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の第52条に基づき、週ごとの死亡羽数の報告が義務付けられています。

※ 原則、毎月10日頃までに、前月分の報告をしてください

異常鶏を見つけた場合は、随時、家畜保健衛生所に早急な連絡をお願いします。

伝染病の早期発見にご協力お願いいたします。



家畜伝染病侵入防止

～早期発見・早期通報～

098-945-2297

沖縄県中央家畜保健衛生所